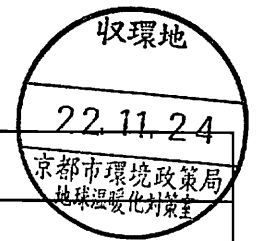


特定事業者排出量削減計画書（新規 **変更**）



住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市南区上烏羽北塔ノ本町34				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	関西尾池工業株式会社 代表取締役社長 尾池 均				
特定事業者の主たる業種	蒸着加工製品及びコーティング加工製品の製造				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号及び第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成 20年 4月 ～ 平成 23年 3月				
基本方針	電力使用効率の改善による原単位2%（目標年度）の削減を目指す				
推進体制	環境管理組織体制（ISO14001認証取得済み）				
	環境マネジメントシステム名称	尾池グループ環境マネジメントシステム			
	適用範囲	尾池グループ 全社			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日	2004年 3月19日			
	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20	関西尾池工業㈱の全体設備機械	①全体設備機械の省エネルギー化 ②設備機械更新時の省エネルギー化 ③適切な空調管理の実施 平成19年度原単位1%削減		
	21	関西尾池工業㈱の全体設備機械	①全体設備機械の省エネルギー化 ②設備機械更新時の省エネルギー化 ③適切な空調管理の実施 平成19年度原単位1.5%削減		
22	関西尾池工業㈱の全体設備機械	①全体設備機械の省エネルギー化 ②設備機械更新時の省エネルギー化 ③適切な空調管理の実施 平成19年度原単位2%削減			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	7,088.2 t	6,946.3 t	-2.0 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	7,088.2 t	6,946.3 t	-2.0 %	
目標設定の考え方	・生産設備の新設・更新による省エネルギー化を進める。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	生産	二酸化炭素換算 生産数量千㎡	0.281	0.275	-2.0 %
		二酸化炭素換算 ()			%
		二酸化炭素換算 ()			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	当社では、エネルギーの大部分を2箇所の生産施設（京都・倉吉）で消費しています。そのエネルギーの中で特に電気使用量を削減評価値として、原単位（二酸化炭素換算÷生産数量）を使用しています。19年度 関西尾池工業㈱生産数量（25,221千㎡）基準年。				
地球温暖化対策貢献量	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 (二酸化炭素換算)			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	0.0 ha	(吸収量) t	
	市内産の木材の利用	(利用量)	0.0 m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	0.0 kwh	(削減量) t	
		(熱供給量)	0.0 GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量)	0.0 kwh	(削減量) t	
削減量等合計			t		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	現在計画していません。				
特記事項	届出事業者(特定事業者)を、改正省エネ法の法人格毎の規定に合わせるため親会社名(尾池工業㈱)より実際消費している子会社名(関西尾池工業㈱)に変更する。				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは本市の区域内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を本市の区域内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の本市の区域内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（製造品出荷額、延床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」には、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献や地域における環境教育の実践活動など、地球温暖化対策や環境負荷の低減につながる活動を記入してください。
 6 「特記事項」には、1990年を基準とした排出量の対比や、温室効果ガス排出量の算定に当たって独自の係数を使用した場合など、説明を要する事項について記入してください。